高額な返礼品の送付など地方自治体間の行き過ぎた競争によって、制度そのものに対する国民からの批判を招かないよう、各地方自治体は、平成29年４月の総務大臣通知を踏まえ、良識のある対応が求められる。

今後も、ふるさと納税の裾野を拡大するとともに、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域で有効活用していくためには、各地方自治体は、ふるさと納税の募集にあたって、事業の趣旨や内容を明確にして、寄附者の共感を得るよう努める必要がある。また、事業の進捗に応じてその成果を公表・報告するとともに、寄附者と継続的なつながりを深めていくことが期待される。

5　地方法人課税

地方税においては、法人事業税と法人住民税が、法人の事業所得等を課税標準として課されている。法人もその事業活動において、地方自治体の行政サービスから受益している以上、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることが適当であり、これらの地方法人課税は引き続き重要な役割を担うべきである。

平成27年度及び平成28年度税制改正において、成長志向の法人税改革が行われ、地方税については、法人事業税所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税が拡大された。この改革は、応益課税の原則等を踏まえたものであり、これまでの当審議会の考え方に沿っており評価できるものである。

一方、外形標準課税の対象法人については、資本金１億円超の大法人に限定しており、全法人の１％程度にとどまっているところである。

外形標準課税の対象法人を考える際、雇用への配慮や納税事務負担の軽減、段階的導入等、中小法人への外形標準課税の導入が円滑に実現するような配慮方策について慎重に検討を行いながら、応益課税の観点からも、対象法人の拡大を図ることについても引き続き検討することが必要である。

地方税源の偏在是正については、消費税率８％段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の引下げに併せて、地方法人税の創設及びその税収全額を交付税原資化する措置が講じられたところである。

消費税率10％段階においては、法人住民税法人税割の更なる交付税原資化を行うこととされており、着実に実施すべきである。

地方法人課税は、税収の年度間の変動が大きく、偏在度も高いことから、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のためには、更に適切な措置について、今後、検討することも必要である。

6　ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、地方自治体の重要な自主財源である。税収の７割が市町村に交付される仕組みを通じ、特に財源に乏しい市町村の貴重な財源となっている。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されていることから、周辺の環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においては、地滑り対策・洪水対策等の災害対策、水質・農薬調査等の環境対策、利用者のためのアクセス道路整備、消防・救急、ごみ処理等の財政需要が生じている。

ゴルフ場の利用者は、広大な土地を少人数で占有する形でゴルフ場を利用することを通じ、これらの行政サービスを享受しており、受益と負担の観点から、利用者に一定の税負担を求めることは合理的である。

また、ゴルフはスポーツではあるが、営業や仕事上のつき合い、娯楽等で行われるケースも多く、比較的高額な支出を伴う行為であることから、十分な担税力も認められる。

一方、関係業界団体や関係省庁からは、東京オリンピックの正式競技となったこと、スポーツ振興の妨げとなることなどを理由として、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が継続的に出されている。

ゴルフ場利用税は、他のスポーツとは異なる事情や応益課税の観点、担税力等に着目して課税されているものであり、東京オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない。また、課税範囲が広く事業者との取引行為一般に課される消費税とは課税の趣旨が異なり、二重課税であるとの指摘も当たらない。

さらに、18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障害者等を非課税とする措置が設けられ、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分な配慮がなされている。

社会保障の多くを担う地方自治体の財源の確保が喫緊かつ重要な課題であり、広く国民一般に負担を求める消費税の充実が図られている中で、ゴルフ場利用税を廃止することは不適当と考える。

7　地方税の電子化の推進

地方税における申告・納税の手続は、事業者が大きな負担を感じている行政手続の一つであり、電子申告・電子納税の推進により、手続の簡素化・ＩＴ化を進めることが重要である。

また、電子申告・電子納税の推進は、地方自治体の事務負担軽減にも資するものである。

電子申告については、既に全地方自治体がeLTAXに対応しており、利用率も着実に向上している。今後は利便性の向上や周知広報による納税者への更なる普及が課題である。

eLTAXの利便性を一層向上させるために、複数の地方自治体へ提出する申告書の一括作成や、国税との共通入力項目の重複排除の実現などの取組を積極的かつ着実に進めるべきである。

一方、eLTAXを利用した法人向けの電子納税については、未だに対応する地方自治体が22団体にとどまっているのが現状である。複数の地方自治体に納税する事業者が利用する仕組みとするには、電子納税のための全国統一的なシステムを整備することが合理的である。

このような背景から、全地方自治体で共同利用するeLTAXを活用した共通電子納税システム（共同収納）の構築に向けた準備が進められている。国においては、共同収納の実現に必要な法制上の措置を講じるべきである。

同時に、大量の税情報や公金を取り扱うことにより重要性を増すeLTAXの安全かつ安定的な運営に必要な措置を講じるべきである。具体的には、eLTAXの運営主体である一般社団法人地方税電子化協議会について、地方共同法人化（地方自治体のガバナンスが強化された特別の法律に基づく法人とすること）、守秘義務、所要の監督規定等を法制化するなどの措置を講じるべきである。

また、個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）は、書面により通知されているが、事務負担軽減の観点から、eLTAXを経由して特別徴収義務者に電子的に送付して従業員に通知する仕組みの導入について、検討を進めて行くべきである。その際、市区町村間で取扱いに差違が生じないよう適切に配慮するべきである。

おわりに

人口減少・超高齢化の進展の中で、地方創生、人口減少対策、福祉、医療、地域経済の活性化など地方自治体の役割は一層大きくなっている。地方自治体が地域の実情に応じて創意工夫をこらし、自主的・主体的に取組を進めていくためには、地方税の応益原則等を踏まえつつ、地方自治体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図る必要がある。その際には、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが重要である。

こうした地方税の原則に鑑みると、国が経済対策などのために地方税制を用いることは、応益原則や税負担の公平性を歪めるほか、地方の貴重な税財源を奪うことになる点からも慎むべきである。一方で、基幹税である固定資産税の負担の均衡化など、公平性の確保に向けた対応が国、地方双方に求められている。

さらに地方自治体は、地方税の意義や使途などについて、積極的に地域住民に説明することが必要である。それが地方税への理解を醸成することにつながっていくのである。

今後の地方税制の改正にあたっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。

注１：「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」とは、課税標準額や税額の特例措置の特例割合について、参酌すべき割合及びこれを挟んで上限・下限を法律で定め、この上限・下限の範囲内で各地方団体が特例割合を条例で定める仕組みであり、地域の実情に応じた政策展開を可能とするものである。平成29年度時点で固定資産税23項目、都市計画税８項目、不動産取得税５項目に導入されている。

注２：「eLTAX」は、地方自治体が共同で設置・運営している地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。

第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日